

第1回 木材産業特定技能・育成就労協議会 議事次第

開催日時：令和8年6月24日（水）11:00～12:00

場 所：オンライン

開会

1. 木材産業特定技能・育成就労協議会運営要領について
2. 木材産業特定技能・育成就労協議会入会規程（特定技能所属機関）について
3. 木材産業特定技能・育成就労協議会入会規程（育成就労実施者）について
4. 特定技能外国人及び育成就労外国人の労働安全の確保のために講ずる措置について
5. 特定技能外国人及び育成就労外国人の円滑かつ適正な受入れの実現に向けた行動規範について
6. 木材産業分野の育成・キャリア形成プログラムについて
7. その他

【配布資料一覧】

- 資料1 木材産業特定技能・育成就労協議会の設置等について
- 資料2 木材産業特定技能・育成就労協議会運営要領（案）
- 資料3 木材産業特定技能・育成就労協議会入会規程（特定技能所属機関）（案）
- 資料4 木材産業特定技能・育成就労協議会入会規程（育成就労実施者）（案）
- 資料5 特定技能外国人及び育成就労外国人の労働安全の確保のために講ずる措置（案）
- 資料6 特定技能外国人及び育成就労外国人の円滑かつ適正な受入れの実現に向けた行動規範（案）
- 資料7 木材産業分野の育成・キャリア形成プログラムについて（案）

（参考資料）

- 参考1 「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：木材産業）事業者向け」（令和3年2月26日林野庁）
- 参考2 木材産業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針及び育成就労に係る制度の運用に関する方針

第 1 回 木材産業特定技能・育成就労協議会 出席者名簿

【事業所管省庁】

林野庁林政部木材産業課	上席木材専門官	井堀	秀雄
林野庁林政部木材産業課	課長補佐	藤原	智史
林野庁林政部木材産業課	係員	青木	佳音

【制度所管省庁】

出入国在留管理庁政策課	係長	黒田	明日美
出入国在留管理庁政策課	係員	藤本	賀子
警察庁刑事局組織犯罪対策部国際捜査管理官付	課長補佐	木村	有
警察庁刑事局組織犯罪対策部国際捜査管理官付	係長	佐藤	勇輔
外務省領事局外国人課	課長補佐	西村	秀一
厚生労働省職業安定局外国人雇用対策課	係長	山本	啓之
厚生労働省人材開発統括官付海外人材育成担当参事官室			
	海外人材育成対策専門官	吉川	拓真
	室長補佐	仁木	真司
	係員	金井	拓也
	係員	松岡	真優
外国人技能実習機構指導援助部援助課	課長	若山	丈

【木材産業分野の特定技能所属機関を構成員とする団体その他の関係者】

一般社団法人全国木材組合連合会	常務理事	瀬戸	宣久
日本合板工業組合連合会	専務理事	上	練三
日本集成材工業協同組合	専務理事	清水	邦夫
一般社団法人全国 LVL 協会	事務局長	平沼	孝太
一般社団法人全国木造住宅機械プレカット協会	専務理事	坂田	幹人
全国天然木化粧合単板工業協同組合連合会	専務理事	田中	謙司（欠）
全国木材チップ工業連合会	専務理事	大迫	敏裕
一般社団法人日本フローリング工業会	専務理事	阿久津	聡
日本複合・防音床材工業会	（同	上）	

【資料1】

木材産業特定技能・育成就労協議会の設置等について

農林水産省は、木材産業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針及び育成就労に係る制度の運用に関する方針（令和8年1月23日閣議決定）（以下、「運用方針」という。）等の規定を実施するため、木材産業特定技能・育成就労協議会（以下、「協議会」という。）を設置する。

また、令和9年4月1日より木材産業分野における育成就労制度の運用が開始することから、次に掲げる協議会の運営要領及び入会規程等について、協議会での決定を図る。

1 木材産業特定技能・育成就労協議会運営要領（案）【資料2】

○名 称：木材産業特定技能・育成就労協議会

○設 置：令和●年●月●日

○設置理由：

- ・育成就労実施者について、外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則（令和7年法務省・厚生労働省令第4号）第13条第2項第4号において、分野別協議会の加入を要件としていること。
- ・特定技能所属機関について、木材産業分野に特有の事情に鑑みて定める基準として、分野別協議会の構成員であることを要件としていること（農林水産省告示）。
- ・育成就労から特定技能への移行を円滑に行うとともに、両制度を通貫したキャリアパスの検討、外国人材受入れに係る関係者間の情報共有を効率化する観点等から、両制度を一体的に扱う協議会を設置する。

○目 的：構成員が相互に連絡を図ることにより、特定技能外国人の適正な受入れ及び育成就労の適正な実施並びに特定技能外国人及び育成就労外国人（以下「特定技能外国人等」という。）の保護に有用な情報を共有し、その構成員の連携の緊密化を図るとともに、各地域における人手不足の状況、特定技能外国人等の受入れ状況及び制度の運用に係る課題等を把握し、木材産業分野の実情を踏まえた特定技能の在留資格に係る制度及び育成就労に係る制度の適正な運用に資する取組について協議を行うこと。

○協議事項：①特定技能の在留資格に係る制度及び育成就労に係る制度の趣旨及び優良事例の周知

②木材産業分野に特有の事情に応じた固有の措置の設定

③構成員資格の確認 等

○構成員：資料2別紙1のとおり

○事務局：林野庁林政部木材産業課

○幹事会：協議会の円滑な運営に資するため幹事会を設置

(構成員は資料2別紙2のとおり)

○議 事：非公開（会議資料及び議事要旨を公開）

2 木材産業特定技能・育成就労協議会入会規程（特定技能所属機関）（案）【資料3】

○特定技能所属機関に係る協議会の入会基準、入会申請手続き等を規定。特に、特定技能外国人の安全確保の観点から、「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：木材産業）事業者向け」（令和3年2月26日林野庁）（以下、「安全規範」という。）に基づく取組状況について、一般社団法人全国木材組合連合会による確認を受けることを協議会入会にあたっての遵守事項として規定。

3 木材産業特定技能・育成就労協議会入会規程（育成就労実施者）（案）【資料4】

○育成就労実施者に係る協議会の入会基準、入会申請手続き等を規定。特に、育成就労外国人の安全確保の観点から、安全規範に基づく取組状況について、一般社団法人全国木材組合連合会による確認を受けることを協議会入会にあたっての遵守事項として規定。

4 特定技能外国人及び育成就労外国人の労働安全の確保のために講ずる措置について（案）【資料5】

○特定技能外国人等の労働安全を確保する観点から、木材産業分野における特定技能所属機関及び育成就労実施者（以下「特定技能所属機関等」という。）が講ずべき措置等を規定。

5 特定技能外国人及び育成就労外国人の円滑かつ適正な受入れの実現に向けた行動規範（案）【資料6】

○木材産業分野における円滑かつ適正な外国人の受入れを実現するため、特定技能所属機関等が遵守すべき行動規範を決定するもの。

6 木材産業分野の育成・キャリア形成プログラム（案）【資料7】

○運用方針において、農林水産省が関係業界等と協働して策定することとされている木材産業分野における「育成・キャリア形成プログラム」※を決定するもの。

※育成就労及び特定技能1号に係る中長期的なキャリアパスを示したもの。

7 その他

木材産業特定技能協議会及び同協議会に関する決定文書については、協議会の設置をもって廃止する。

木材産業特定技能協議会の構成員については、協議会の構成員であることの証明書を新たに事務局から交付（特定技能実施機関分のみ）する。当該特定技能所属機関が育成就労実施者となる場合は、別途申請を要するものとする。

木材産業特定技能・育成就労協議会運営要領（案）

木材産業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針及び育成就労に係る制度の運用に関する方針（令和8年1月23日閣議決定）等の規定を実施するため、木材産業特定技能・育成就労協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し、次のように定める。

（目的）

第1条 協議会は、その構成員が相互に連絡を図ることにより、特定技能外国人の適正な受入れ及び育成就労の適正な実施並びに特定技能外国人及び育成就労外国人（以下「特定技能外国人等」という。）の保護に有用な情報を共有し、その構成員の連携の緊密化を図るとともに、各地域における人手不足の状況、特定技能外国人等の受入れ状況及び制度の運用に係る課題等を把握し、木材産業分野の実情を踏まえた特定技能の在留資格に係る制度及び育成就労に係る制度の適正な運用に資する取組について協議を行うことを目的とする。

（協議事項）

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる取組について協議又は情報共有を行う。

- 一 特定技能の在留資格に係る制度及び育成就労に係る制度の趣旨並びに優良事例の周知
- 二 木材産業分野に特有の事情に応じた固有の措置の設定
- 三 構成員資格の確認
- 四 特定技能外国人等の受入れに係る人権上の問題等への対応
- 五 特定技能所属機関及び育成就労実施者（以下「特定技能所属機関等」という。）に対する法令遵守の啓発
- 六 特定技能所属機関の倒産等により、特定技能所属機関又は登録支援機関が適合1号特定技能外国人支援計画を実施できない場合における特定技能外国人の転職及びやむを得ない事由による育成就労外国人の転籍に係る情報提供等の協力
- 七 就業構造や経済情勢の変化に関する情報の把握及び分析
- 八 地域別の人手不足の状況の把握及び分析
- 九 前号を踏まえた大都市圏等への集中回避に係る対応策の検討・調整（看過しがたい偏在が生じた場合の協議会による大都市圏での受入れの自粛要請並びに大都市圏の特定技能所属機関による特定技能外国人及び育成就労実施者による育成就労外国人の引抜きの自粛要請等を含む。）

十 その他特定技能の在留資格に係る制度及び育成就労に係る制度の適正な運用に関する取組

(構成員)

第3条 協議会は、別紙1の構成員により組織する。

- 2 協議会の構成員は、協議会が情報の提供、意見の聴取、現地調査の実施その他の必要な協力を求めたときは、これに協力するものとする。
- 3 協議会は、第1項に規定するもののほか、必要と認める者をオブザーバーとして加えることができる。
- 4 林野庁は、構成員の名簿を林野庁ホームページにおいて公表できるものとする。

(事務局)

第4条 協議会及び第6条に規定する幹事会の庶務は、林野庁において処理する。

(協議会の招集)

- 第5条 林野庁は、必要に応じ、構成員（特定技能所属機関等を除く。次条第2項を除き、以下同じ。）及びオブザーバーを招集し、協議会を開催する。
- 2 前項の場合において、林野庁は、構成員及びオブザーバーのうち、協議会の議事に関係する者のみを招集することができる。
 - 3 林野庁は、協議会の議事に鑑みて必要があると認めるときは、構成員及びオブザーバー以外の者に協議会への出席及び資料の提出を求めることができる。
 - 4 林野庁は、議事の内容を記載した書面又は電子メールの送付その他の方法により構成員に周知することにより、協議会の開催に代えることができる。

(幹事会)

- 第6条 協議会の円滑な運営に資するため、別紙2の構成員により組織する幹事会を置く。
- 2 幹事会は、第2条に掲げる取組について協議又は情報共有を行うことができる。ただし、構成員資格の停止、取消しその他の協議会の構成員の権利義務に関する重要事項については、協議会において協議を調える。
 - 3 この条に定めるもののほか、幹事会の組織及び運営に必要な事項は、幹事会において定める。

(議事の公開等)

第7条 協議会は、原則として非公開とするが、会議資料及び議事要旨を公表する。

(関係機関との連携)

第8条 協議会は、木材産業分野における特定技能外国人等の不適正な受入れの防止等のため、出入国在留管理庁から林野庁を通じて提供される情報を、第2条に掲げ

る取組に活用する。

- 2 協議会は、特定技能所属機関等における出入国管理関係法令違反等の不適正な受入れの疑いに関する情報等を把握したときは、林野庁を通じて出入国在留管理庁に対し、情報提供を行うものとする。
- 3 協議会は、前2項に係る情報について、その機密性の保持を確保するとともに、法令の規定による場合を除き、第1条に規定する協議会の目的以外での利用や第三者への提供は行わないものとする。

(雑則)

第9条 この要領に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に必要な事項は、協議会において定める。

附 則

この要領は、令和●年●月●日から施行する。

木材産業特定技能・育成就労協議会 構成員

【特定技能所属機関等】

【事業所管省庁】

林野庁

【制度所管省庁等】

出入国在留管理庁

警察庁

外務省

厚生労働省

外国人技能実習機構（外国人育成就労機構が設立されたとき以降は、外国人育成就労機構）

【木材産業分野の特定技能所属機関等を構成員とする団体その他の関係者】

一般社団法人全国木材組合連合会

日本合板工業組合連合会

日本集成材工業協同組合

一般社団法人全国 LVL 協会

一般社団法人全国木造住宅機械プレカット協会

全国天然木化粧合単板工業協同組合連合会

全国木材チップ工業連合会

一般社団法人日本フローリング工業会

日本複合・防音床材工業会

幹事会 構成員

【事業所管省庁】

林野庁

【木材産業分野の特定技能所属機関等を構成員とする団体その他の関係者】

一般社団法人全国木材組合連合会

日本合板工業組合連合会

日本集成材工業協同組合

一般社団法人全国 LVL 協会

一般社団法人全国木造住宅機械プレカット協会

全国天然木化粧合単板工業協同組合連合会

全国木材チップ工業連合会

一般社団法人日本フローリング工業会

日本複合・防音床材工業会

木材産業特定技能・育成就労協議会入会規程（案）
（特定技能所属機関）

木材産業特定技能・育成就労協議会運営要領第9条の規定に基づき、木材産業特定技能・育成就労協議会入会規程を次のように定める。

（入会基準）

第1条 木材産業特定技能・育成就労協議会（以下「協議会」という。）の構成員は、協議会の設置の目的を理解し、木材産業特定技能・育成就労協議会運営要領（以下「要領」という。）を遵守するとともに、協議会に対し、必要な協力を行わなければならない。

（入会申請）

第2条 木材産業分野における特定技能所属機関になろうとする者は、協議会の構成員になるため、別記様式第1号により、次に掲げる事項を記載した申請書を事務局に提出するものとする。

- 一 特定技能所属機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- 二 特定技能外国人を勤務させる事業所の名称及び住所
- 三 前号の事業所で行う産業の分類（木材産業分野に該当する産業に限る。）
- 四 その他様式で定める事項

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 定款の写し又はこれに代わる書面（当該申請をしようとする者が法人でない団体である場合にあっては、規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類）
- 二 特定技能外国人を勤務させる事業所の機械設備一覧表
- 三 協議会において協議が調った事項に関する措置を講じていることが確認できる書類
- 四 その他様式で定める書類

（資格確認及び証明書の交付）

第3条 事務局は、前条の申請を受理した場合には、当該申請を行った者が協議会の構成員として適することを確認するものとする。

2 事務局は、当該申請を行った者が協議会の構成員として適することを確認した場合は、当該申請を行った者を協議会の構成員とするものとし、別記様式第2号により協議会の構成員であることの証明書を交付する。

(変更手続)

第4条 協議会の構成員は、第2条の申請に係る内容に変更が生じた場合には、別記様式第3号によりその旨を事務局に届け出なければならない。

- 2 事務局は、第2条第1項第一号又は第二号に掲げる事項の変更の届出を受理した場合は、変更後の内容に基づき、別記様式第2号により協議会の構成員であることの証明書を交付するものとする。

(証明書の再交付)

第5条 協議会の構成員は、第3条第2項及び前条第2項の証明書を失ったときは、別記様式第4号により証明書の再交付を事務局に申請することができる。

(退会手続)

第6条 協議会の構成員は、木材産業分野における特定技能所属機関でなくなり、一定期間内に再び特定技能外国人を受け入れることが予定されていない場合には、別記様式第5号により、退会する旨を事務局に届け出なければならない。

- 2 構成員が第4条の変更手続又は前項の退会手続を行わず、若しくは当該構成員と連絡がとれない場合には、事務局は当該構成員が協議会を退会したものとみなすことができる。

(除名)

第7条 協議会は、協議会の構成員となっている特定技能所属機関が次のいずれかに該当するときは、当該機関を構成員から除名することができる。

- 一 不正の手段により構成員になったとき
- 二 事業内容の変更等により、第2条第1項第二号に掲げる事業所において、木材産業分野に該当する産業を行わなくなったとき
- 三 要領第3条第2項に規定する協議会に対する協力を怠ったとき
- 四 協議会において協議が調った事項に関する措置を講じなかったとき
- 五 協議会の運営を妨げる行為又は協議会の信用を失わせると認められる行為をしたとき

附 則

この規程は、令和●年●月●日から施行する。

別記様式第 1 号（第 2 条関係）

木材産業特定技能・育成就労協議会入会申請書
(特定技能所属機関)

木材産業特定技能・育成就労協議会 事務局 殿

年 月 日

木材産業特定技能・育成就労協議会に入会したいので、木材産業特定技能・育成就労協議会入会規程第 2 条の規定に基づき以下のとおり申請します。

1. 申請事項

特定技能所属機関 (受入企業) 名称			(法人番号)
所在地	〒		
代表者 (役職・氏名)			
特定技能外国人を 勤務させる事業所	(名称)	(住所)	
事業所で行う 産業の分類	受入れ予定の特定技能外国人が従事する業務に関するものに☑をすること。 (分類は日本標準産業分類による。) ☐ 小分類 121－製材業、木製品製造業 ☐ 細分類 1222－合板製造業 ☐ 細分類 1223－集成材製造業 ☐ 細分類 1224－建築用木製組立材料製造業（プレカット） ☐ 細分類 1227－銘木製造業 ☐ 細分類 1228－床板製造業		
製品の種類及び 直近 1 年間の生産量	品目：_____ 生産量：_____ m ³ (又は トン、坪)		
特定技能外国人の 受入れ予定年月	年 月		
受入れ予定の 特定技能外国人の 国籍・地域及び人数	(国籍・地域) (人数) _____ 人 _____ 人		
支援を委託する場合の 登録支援機関の名称			
担当者氏名・連絡先	(氏名)	(電話番号) (メール)	

2. 遵守事項

協議会への加入に当たり、以下の事項について遵守することを誓約します。

(内容を確認の上、☒を入れること。)

- ☐ 特定技能外国人の受入れに関する関係法令・関係規程等を遵守すること。
- ☐ 木材産業特定技能・育成就労協議会運営要領及び入会規程に同意し、遵守すること。
- ☐ 木材産業分野における特定技能外国人の受入れに関し、協議会が行う情報の提供、意見の聴取その他の活動並びに農林水産省又はその委託を受けた者が行う調査、指導その他の活動に対して必要な協力を行うこと。
- ☐ 協議会において協議が調った事項に関する措置を講ずること。
- ☐ 本申請に係る内容に変更が生じた場合には、速やかに変更の届出を行うこと。
- ☐ 特定技能外国人の円滑かつ適正な受入れの実現に向け、協議会が定める行動規範を遵守すること。

【添付書類】(申請に必要な添付書類を確認し、☒を入れること。)

- ☐ 定款の写し又はこれに代わる書面
(各都道府県の条例等に基づき木材業者等の登録を行っている場合、その登録証の写しでも可)
- ☐ 特定技能外国人を勤務させる事業所の機械設備一覧表 (任意様式)
- ☐ 「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範(個別規範：木材産業)事業者向け」
(令和3年2月26日林野庁)に基づく取組状況について、一般社団法人全国木材組合連合会による確認を受けたことを証する書面

別記様式第2号（第3条第2項及び第4条第2項関係）

木材産業特定技能・育成就労協議会構成員資格証明書
（特定技能所属機関）

（特定技能所属機関） 殿

木材産業特定技能・育成就労協議会入会規程第3条第2項（※変更の場合は第4条第2項）の規定に基づき、下記のとおり木材産業特定技能・育成就労協議会の構成員であることを証明する。

記

- 1 協議会構成員番号

- 2 特定技能所属機関の名称・代表者・主たる事務所の所在地
名 称
代表者
所在地

- 3 特定技能外国人を勤務させる事業所の名称・住所
名 称
住 所

年 月 日

木材産業特定技能・育成就労協議会 事務局

別記様式第3号（第4条第1項関係）

木材産業特定技能・育成就労協議会構成員 変更届出書
（特定技能所属機関）

木材産業特定技能・育成就労協議会 事務局 御中

年 月 日

年 月 日付け木材産業特定技能・育成就労協議会入会申請書に係る内容
に変更が生じたため、木材産業特定技能・育成就労協議会入会規程第4条の規定に基
づき、以下のとおり届出いたします。

届出事項（全ての事項を記載の上、変更しようとする事項について☑を入れること）

協議会構成員番号			
☐	特定技能所属機関 （受入企業）名称		
☐	所在地	〒	
☐	代表者（役職・氏名）		
☐	特定技能外国人を 勤務させる事業所	（名称）	（住所）
☐	受入れ予定の 特定技能外国人の 国籍・地域及び人数	（国籍・地域） _____ _____	（人数） ____人 ____人
☐	支援を委託する場合の 登録支援機関の名称		
☐	担当者氏名・連絡先	（氏名）	（電話番号） （メール）

別記様式第4号（第5条関係）

木材産業特定技能・育成就労協議会構成員資格証明書再発行申請書
（特定技能所属機関）

木材産業特定技能・育成就労協議会 事務局 御中

（理由） _____ のため、木材産業特定技能・育成就労協議会入会規程第5条の規定に基づき、構成員資格証明書の再交付を申請します。

年 月 日

特定技能所属機関

（協議会構成員番号） _____

（住 所） _____

（名 称） _____

（代表者） _____

別記様式第5号（第6条第1項関係）

木材産業特定技能・育成就労協議会退会届出書
(特定技能所属機関)

木材産業特定技能・育成就労協議会 事務局 御中

年 月 日

（理由）のため、木材産業特定技能・育成
就労協議会を退会したいので、木材産業特定技能・育成就労協議会入会規程第6条第
1項の規定に基づき届出いたします。

年 月 日

特定技能所属機関

(協議会構成員番号)

(住所)

(名 称)

(代表者)

木材産業特定技能・育成就労協議会入会規程（案）
（育成就労実施者）

木材産業特定技能・育成就労協議会運営要領第9条の規定に基づき、木材産業特定技能・育成就労協議会入会規程を次のように定める。

（入会基準）

第1条 木材産業特定技能・育成就労協議会（以下「協議会」という。）の構成員は、協議会の設置の目的を理解し、木材産業特定技能・育成就労協議会運営要領（以下「要領」という。）を遵守するとともに、協議会に対し、必要な協力を行わなければならない。

（入会申請）

第2条 木材産業分野における育成就労実施者になろうとする者は、協議会の構成員になるため、別記様式第1号により、次に掲げる事項を記載した申請書を事務局に提出するものとする。

- 一 育成就労実施者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- 二 育成就労外国人を勤務させる事業所の名称及び住所
- 三 前号の事業所で行う産業の分類（木材産業分野に該当する産業に限る。）
- 四 その他様式で定める事項

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 定款の写し又はこれに代わる書面（当該申請をしようとする者が法人でない団体である場合にあっては、規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類）
- 二 育成就労外国人を勤務させる事業所の機械設備一覧表
- 三 協議会において協議が調った事項に関する措置を講じていることが確認できる書類
- 四 その他様式で定める書類

（資格確認及び証明書の交付）

第3条 事務局は、前条の申請を受理した場合には、当該申請を行った者が協議会の構成員として適することを確認するものとする。

2 事務局は、当該申請を行った者が協議会の構成員として適することを確認した場合は、当該申請を行った者を協議会の構成員とするものとし、別記様式第2号により協議会の構成員であることの証明書を交付する。

(変更手続)

第4条 協議会の構成員は、第2条の申請に係る内容に変更が生じた場合には、別記様式第3号によりその旨を事務局に届け出なければならない。

- 2 事務局は、第2条第1項第一号又は第二号に掲げる事項の変更の届出を受理した場合は、変更後の内容に基づき、別記様式第2号により協議会の構成員であることの証明書を交付するものとする。

(証明書の再交付)

第5条 協議会の構成員は、第3条第2項及び前条第2項の証明書を失ったときは、別記様式第4号により証明書の再交付を事務局に申請することができる。

(退会手続)

第6条 協議会の構成員は、木材産業分野における育成就労実施者でなくなり、一定期間内に再び育成就労外国人を受け入れることが予定されていない場合には、別記様式第5号により、退会する旨を事務局に届け出なければならない。

- 2 構成員が第4条の変更手続又は前項の退会手続を行わず、若しくは当該構成員と連絡がとれない場合には、事務局は当該構成員が協議会を退会したものとみなすことができる。

(除名)

第7条 協議会は、協議会の構成員となっている育成就労実施者が次のいずれかに該当するときは、当該実施者を構成員から除名することができる。

- 一 不正の手段により構成員になったとき
- 二 事業内容の変更等により、第2条第1項第二号に掲げる事業所において、木材産業分野に該当する産業を行わなくなったとき
- 三 要領第3条第2項に規定する協議会に対する協力を怠ったとき
- 四 協議会において協議が調った事項に関する措置を講じなかったとき
- 五 協議会の運営を妨げる行為又は協議会の信用を失わせると認められる行為をしたとき

附 則

この規程は、令和●年●月●日から施行する。

別記様式第 1 号（第 2 条関係）

木材産業特定技能・育成就労協議会入会申請書
（育成就労実施者）

木材産業特定技能・育成就労協議会 事務局 殿

年 月 日

木材産業特定技能・育成就労協議会に入会したいので、木材産業特定技能・育成就労協議会入会規程第 2 条の規定に基づき以下のとおり申請します。

1. 申請事項

育成就労実施者 （受入企業）名称			(法人番号)
所在地	〒		
代表者 （役職・氏名）			
育成就労外国人を 勤務させる事業所	(名称)	(住所)	
事業所で行う 産業の分類	受入れ予定の育成就労外国人が従事する業務に関するものに☑をすること。 （分類は日本標準産業分類による。） ☐ 小分類 121－製材業、木製品製造業 ☐ 細分類 1222－合板製造業 ☐ 細分類 1223－集成材製造業 ☐ 細分類 1224－建築用木製組立材料製造業（プレカット） ☐ 細分類 1227－銘木製造業 ☐ 細分類 1228－床板製造業		
製品の種類及び 直近 1 年間の生産量	品目：_____ 生産量：_____ m ³ （又は トン、坪）		
育成就労外国人の 受入れ予定年月	年 月		
受入れ予定の 育成就労外国人の 国籍・地域及び人数	(国籍・地域) (人数) _____ 人 _____ 人		
監理支援を受ける場合 の監理支援機関の名称			
担当者氏名・連絡先	(氏名)	(電話番号) (メール)	

2. 遵守事項

協議会への加入に当たり、以下の事項について遵守することを誓約します。

(内容を確認の上、☑を入れること。)

- ☐ 育成就労外国人の受入れに関する関係法令・関係規程等を遵守すること。
- ☐ 木材産業特定技能・育成就労協議会運営要領及び入会規程に同意し、遵守すること。
- ☐ 木材産業分野における育成就労外国人の受入れに関し、協議会が行う情報の提供、意見の聴取その他の活動並びに農林水産省又はその委託を受けた者が行う調査、指導その他の活動に対して必要な協力を行うこと。
- ☐ 協議会において協議が調った事項に関する措置を講ずること。
- ☐ 本申請に係る内容に変更が生じた場合には、速やかに変更の届出を行うこと。
- ☐ 育成就労外国人の円滑かつ適正な受入れの実現に向け、協議会が定める行動規範を遵守すること。

【添付書類】(申請に必要な添付書類を確認し、☑を入れること。)

- ☐ 定款の写し又はこれに代わる書面
(各都道府県の条例等に基づき木材業者等の登録を行っている場合、その登録証の写しでも可)
- ☐ 育成就労外国人を勤務させる事業所の機械設備一覧表 (任意様式)
- ☐ 「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範(個別規範：木材産業)事業者向け」
(令和3年2月26日林野庁)に基づく取組状況について、一般社団法人全国木材組合連合会による確認を受けたことを証する書面

別記様式第2号（第3条第2項及び第4条第2項関係）

木材産業特定技能・育成就労協議会構成員資格証明書
（育成就労実施者）

（育成就労実施者）_____殿

木材産業特定技能・育成就労協議会入会規程第3条第2項（※変更の場合は第4条第2項）の規定に基づき、下記のとおり木材産業特定技能・育成就労協議会の構成員であることを証明する。

記

- 1 協議会構成員番号
- 2 育成就労実施者の名称・代表者・主たる事務所の所在地
名 称
代表者
所在地
- 3 育成就労外国人を勤務させる事業所の名称・住所
名 称
住 所

年 月 日

木材産業特定技能・育成就労協議会 事務局

別記様式第3号（第4条第1項関係）

木材産業特定技能・育成就労協議会構成員 変更届出書
（育成就労実施者）

木材産業特定技能・育成就労協議会 事務局 御中

年 月 日

年 月 日付け木材産業特定技能・育成就労協議会入会申請書に係る内容
に変更が生じたため、木材産業特定技能・育成就労協議会入会規程第4条の規定に基
づき、以下のとおり届出いたします。

届出事項（全ての事項を記載の上、変更しようとする事項について☑を入れること）

協議会構成員番号			
☐	育成就労実施者 （受入企業）名称		
☐	所在地	〒	
☐	代表者（役職・氏名）		
☐	育成就労外国人を 勤務させる事業所	（名称）	（住所）
☐	受入れ予定の 育成就労外国人の 国籍・地域及び人数	（国籍・地域） _____ _____	（人数） ____人 ____人
☐	監理支援を受ける場合 の監理支援機関の名称		
☐	担当者氏名・連絡先	（氏名）	（電話番号） （メール）

別記様式第 4 号（第 5 条関係）

木材産業特定技能・育成就労協議会構成員資格証明書再発行申請書
（育成就労実施者）

木材産業特定技能・育成就労協議会 事務局 御中

（理由）_____のため、木材産業特定技能・育成就労協議会入会規程第 5 条の規定に基づき、構成員資格証明書の再交付を申請します。

年 月 日

育成就労実施者

（協議会構成員番号）_____

（住 所）_____

（名 称）_____

（代表者）_____

別記様式第5号（第6条第1項関係）

木材産業特定技能・育成就労協議会退会届出書
(育成就労実施者)

木材産業特定技能・育成就労協議会 事務局 御中

年 月 日

（理由）のため、木材産業特定技能・育成就労協議会を退会したいので、木材産業特定技能・育成就労協議会入会規程第6条第1項の規定に基づき届出いたします。

年 月 日

育成就劳实施者

(協議会構成員番号)

(住所)

(名 称)

(代表者)

特定技能外国人及び育成就労外国人の労働安全の確保のために講ずる措置について
(案)

木材産業特定技能・育成就労協議会運営要領(令和●年●月●日木材産業特定技能・育成就労協議会決定第1号)第2条第二号の規定に基づき、木材産業分野における特定技能外国人及び育成就労外国人(以下「特定技能外国人等」という。)の労働安全を確保する観点から、木材産業分野における特定技能所属機関及び育成就労実施者(以下「特定技能所属機関等」という。)が講ずべき措置等を次のように定める。

(特定技能所属機関等が講ずべき措置)

第1条 特定技能所属機関等は、特定技能外国人等を勤務させる事業所において、「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範(個別規範：木材産業)事業者向け」(令和3年2月26日林野庁)に基づく取組を行うものとする。

(取組状況の確認)

第2条 特定技能所属機関等は、前条の取組状況について一般社団法人全国木材組合連合会による確認を受けなければならない。

(協議会への報告)

第3条 特定技能所属機関は、木材産業特定技能・育成就労協議会入会規程(令和●年●月●日木材産業特定技能・育成就労協議会決定第2号)第2条に定める木材産業特定技能・育成就労協議会(以下「協議会」という。)への加入申請に当たり、同第2項第3号に定める書類として、前条の確認を受けたことを証する書面を協議会の事務局に提出するものとする。

2 育成就労実施者は、木材産業特定技能・育成就労協議会入会規程(令和●年●月●日木材産業特定技能・育成就労協議会決定第3号)第2条に定める協議会への加入申請に当たり、同第2項第3号に定める書類として、前条の確認を受けたことを証する書面を協議会の事務局に提出するものとする。

3 特定技能所属機関等は、おおむね二年ごとに、前条に掲げる取組状況の確認を受けることとし、当該確認を受けたことを証する書面を協議会の事務局に提出するものとする。

附 則

本決定は、令和●年●月●日から適用する。

【資料6】

木材産業特定技能・育成就労協議会決定第5号

令和●年●月●日

特定技能外国人及び育成就労外国人の円滑かつ適正な受入れの実現に向けた行動規範 (案)

本協議会は、本行動規範の遵守を事業者団体、特定技能所属機関及び育成就労実施者に強く求めるとともに、これに違反する特定技能所属機関及び育成就労実施者（以下、「特定技能所属機関等」という。）に対しては、本協議会からの除名を含め厳正に対処し、もって本分野における円滑かつ適正な外国人の受入れを実現する。

1. 木材産業分野における特定技能外国人及び育成就労外国人（以下、「特定技能外国人等」という。）の円滑かつ適正な受入れを実現するため、当該分野の特定技能所属機関等は、ここで定める行動規範を遵守する。
2. 特定技能所属機関等は、特定技能外国人等の受入れに当たり、出入国管理関係法令、労働関係法令、社会保険関連法令等を遵守するとともに、特定技能外国人等の人権を尊重し、適正な雇用環境の確保を推進する。
3. 特定技能所属機関等は、特定技能制度及び育成就労制度（以下、「特定技能制度等」という。）の意義を理解し、特定技能外国人等の受入れの前提として、生産性向上のための取組や国内人材の確保のための取組（処遇改善や安全衛生対策を含む。）を推進する。
4. 特定技能所属機関等は、特定技能外国人等との相互理解を深め、それぞれの文化や慣習を尊重し、木材産業の健全な発展や、地域における共生社会の実現に貢献する。
5. 特定技能所属機関等は、悪質な仲介事業者（ブローカー）及び反社会的勢力との関係遮断を徹底する。
6. 特定技能所属機関等は、特定技能制度等への理解を深め、特定技能外国人等が法令や社会生活上のルール等を遵守して本邦に在留できるよう指導、相談対応及び助言を行う。この際、「やさしい日本語」を用いるなど、特定技能外国人等と適切なコミュニケーションを図るように努める。
7. 特定技能所属機関等は、自ら納付すべき公租公課を適切に支払うとともに、特定技能外国人等が納付すべき公租公課を適切に支払うよう指導する。

8. 特定技能所属機関等は、特定技能外国人等が外国人であることを理由として差別的な取扱いを受けない就労環境を確保する。
9. 特定技能所属機関等は、暴力、暴言、いじめ及びハラスメントがない就労環境を確保する。
10. 特定技能所属機関等は、特定技能外国人等に対し、雇用期間や技能の習熟等に応じて昇給を行うこと等により、技能と経験に見合った適切な処遇を確保する。
11. 特定技能所属機関等は、労働安全衛生の重要性を理解し、文化及び言語が異なる特定技能外国人等の背景事情を踏まえた適切な労働安全衛生教育及び労働安全衛生管理を行うことにより、労働災害の防止に努める。
12. 特定技能所属機関等は、林野庁が関係業界等と協働して策定する育成・キャリア形成プログラムを参照し、技能修得や資格取得を促すなど、特定技能外国人等が適切にキャリアアップできるように努める。
13. 大都市圏その他の特定の地域に過度に集中して就労することとならないようにするために必要に応じて協議会が行う取組に協力する。
14. 特定技能所属機関等は、本協議会の構成員資格に係る基準に適合しないこととなったときは、その旨を本協議会に報告する。
15. 特定技能所属機関等及び事業者団体は、ここで定める行動規範に違反する事案を把握したときは、必要な措置を講じるとともに、当該事案について本協議会に報告する。

【木材産業分野】 育成・キャリア形成プログラム（案）

【資料7】

木材産業特定技能・育成就労協議会決定第6号

- ・留学から特定技能1号への移行
- ・育成就労を経ずに特定技能1号で入国 等

凡例

黄色

技能の修得・向上に資するもの

緑色

フォローアップや意欲向上策

赤色

在留資格の移行に係る要件

青色

その他必要に応じて適宜受講・取得するもの

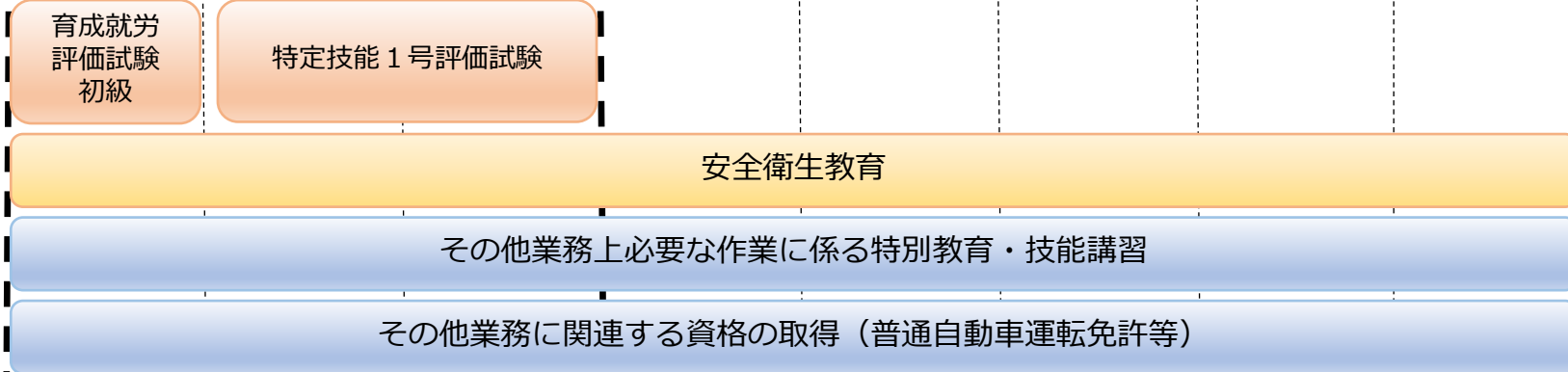
《育成就労計画》

《1号特定技能外国人支援計画》

キャリア
ステップ
の概要



講習受講・
資格取得



日本語
能力水準

A 1 相当以上

A 2.2 相当以上

B 1 相当以上

その他
(フォローアップ
や意欲向上策等)

